

議案第144号

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

渋川市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年渋川市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第10条中「又は既に施設した」を「若しくは既に設置した」に改める。

第16条を次のように改める。

（使用料算定等の特例）

第16条 前条の使用料を算定する場合においては、次に定めるところによる。

（1） 使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

（2） 使用の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

（3） 採取物の体積が0.01立方メートル未満であるとき、又はその体積に0.01立方メートル未満の端数があるときは、その全体積又はその端数の体積を切り捨てて計算するものとする。

2 前項の規定により算定した使用料の総額が200円に満たないときは200円とし、使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円に切り上げるものとする。

第19条第2項中「による」を「とする」に改める。

別表1の表を次のように改める。

1 法定外公共物使用料（1年）

（単位：円）

種別		単位	使用料	
農地		1 平方メートル	6	
宅地			1 8 0	
植林採草地			6	
第 1 種電柱		1 本	4 2 0	
第 2 種電柱			6 5 0	
第 3 種電柱			8 8 0	
第 1 種電話柱			3 8 0	
第 2 種電話柱			6 1 0	
第 3 種電話柱			8 3 0	
その他の柱類			3 8	
鉄塔			1 平方メートル	2 0 0
諸管理設	外径が 0. 0 7メートル未満のもの		1 メートル	1 6
	外径が 0. 0 7メートル以上 0. 1メートル未満のもの	2 3		
	外径が 0. 1メートル以上 0. 1 5メートル未満のもの	3 4		
	外径が 0. 1 5メートル以上 0. 2メートル未満のもの	4 5		
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの	6 8		
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メートル未満のもの	9 1		
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メートル未満のもの	1 6 0		
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル未満のもの	2 3 0		

	外径が1メートル以上のもの		450
温泉湧出口	1施設		16,000
工作物（漁業）	1平方メートル		130
その他の工作物			120
原形占用（漁業を除く。）			6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）			55
その他	その都度市長が定める額		

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の渋川市法定外公共物の管理に関する条例第4条（以下「条例第4条」という。）の許可に係る使用料について適用し、施行日前の条例第4条の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する使

用であって、使用の期間が1年以下であるものに係る使用料については、
なお従前の例による。

理 由

渋川市道路占用料徴収条例に規定する道路占用料の改定及び条例の評価・
見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、許可を受けた者又は当該法定外公共物が、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、<u>若しくは既に設置した</u>工作物を改築させ、除却させ、若しくは原形回復を命じ、又は許可した事項によって生ずる危害を予防するために必要な設備を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(使用料算定等の特例)</u></p> <p>第16条 <u>前条の使用料を算定する場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1年未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。</u></p> <p><u>(2) 使用の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u></p> <p><u>(3) 採取物の体積が0.01立方メートル未満であるとき、又はその体積に0.01立方メートル未満の端数があるときは、その全体積又はその端数の体積を切り捨てて計算するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により算定した使用料の総額が200円に満たないときは200円とし、使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円に切り上げるものとする。</u></p> <p>(用途廃止)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により用途廃止を行う場合は、<u>おおむね次の場合とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、許可を受けた者又は当該法定外公共物が、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、<u>又は既に施設した</u>工作物を改築させ、除却させ、若しくは原形回復を命じ、又は許可した事項によって生ずる危害を予防するために必要な設備を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(使用料算定等の特例)</u></p> <p>第16条 <u>前条の使用料を算定する場合には、期間又は面積に端数を生じたときは、1月未満は1月とし、1年未満は月割計算とし、1平方メートル未満は1平方メートルとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により算定した使用料の額が200円未満のときは、200円とする。</u></p> <p>(用途廃止)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定により用途廃止を行う場合は、<u>おおむね次の場合による。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>

別表（第15条関係）

1 法定外公共物使用料（1年）

（単位：円）

種別	単位	使用料
農地	1平方メートル	6
宅地		180
植林採草地		6
第1種電柱	1本	420
第2種電柱		650
第3種電柱		880
第1種電話柱		380
第2種電話柱		610
第3種電話柱		830
その他の柱類		38
鉄塔	1平方メートル	200
諸管理設	1メートル	16
外径が0.07メートル未満のもの		23
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		68
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		230
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450
温泉湧出口	1施設	16,000
工作物（漁業）	1平方メートル	130
その他の工作物		120
原形占用（漁業を除く。）		6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）		55

別表（第15条関係）

1 法定外公共物使用料（1年）

（単位：円）

種別	単位	使用料
農地	1平方メートル	6
宅地		180
植林採草地		6
第1種電柱	1本	350
第2種電柱		540
第3種電柱		730
第1種電話柱		320
第2種電話柱		500
第3種電話柱		690
その他の柱類		32
鉄塔	1平方メートル	200
諸管理設	1メートル	13
外径が0.07メートル未満のもの		19
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		76
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		380
温泉湧出口	1施設	16,000
工作物（漁業）	1平方メートル	130
その他の工作物		120
原形占用（漁業を除く。）		6
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）		55

その他	その都度市長が定める額	その他	その都度市長が定める額
備考			
1	<p>第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p>		
2	<p>第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p>		
2	(略)	2	(略)